

京都市都市計画審議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、京都市都市計画審議会条例施行規則第4条の規定に基づき、京都市都市計画審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

(会議の公開)

第2条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、公開とする。ただし、審議会が公開すべきでないと認める場合は、この限りでない。

2 会議の公開は、傍聴を認めることにより行う。

(会議の通知)

第3条 会長は、やむを得ない場合のほか、会議の3日前までに議案を添えて、会議の日時及び場所を委員並びに当該議事に関係のある臨時委員及び専門委員（以下「委員等」という。）に通知しなければならない。

(欠席)

第4条 委員等は、会議に出席できないときは、あらかじめ、その旨を会長に申し出なければならない。

(委員等の代理)

第5条 委員等の代理は認めない。ただし、京都市都市計画審議会条例第2条第2項第3号に規定する委員は、当該委員が属する機関の職員にその職務を行わせることができる。この場合においては、あらかじめその旨を会長に届け出なければならない。

(委員等以外の出席)

第6条 会長は、議案の調査審議のために必要と認めるときは、委員等以外の者を会議に出席させて意見を述べさせ、又は説明をさせることができる。

(会議録)

第7条 会議については、会議録を作成するものとする。

2 前項の会議録には、会長及びあらかじめ会長が指名する委員2名が署名するものとする。

3 第1項の会議録は、次の各号に掲げる事項を除き、公開するものとする。

- (1) 審議会が公開すべきでないと認める事項
- (2) その他公開することにより、公正又は円滑な議事運営が損なわれると会長が認める事項

(土地区画整理法第55条に規定する意見書の審査)

第8条 土地区画整理法第55条第4項の規定に基づく土地区画整理事業の意見書の採択に係る審議会での議決に先立ち行う、同条第5項に規定する意見書の内容の審査は会長が行うものとする。

2 前項の審査にあたり、会長は、必要があると認めるときは、京都市都市計画審議会条

例第2条第2項第1号に定める委員又は庶務を行う職員に行政不服審査法第9条第4項の規定を準用する事務を行わせることができるものとする。

(雑則)

第9条 この要綱に定めのない事項は、そのつど会長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成13年8月30日から施行する。
- 2 第7条の規定は、この要綱の施行の日以後に開催される審議会について適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年8月10日から施行する。